

学校給食センターの共同利用に 関する進捗状況について

富里市学校給食センター



- 令和6年6月24日の「学校給食事務の委託に関する協定」締結後、両市町では「富里市・酒々井町学校給食センター共同利用検討会」や担当者会議を通じて、共同利用に関する詳細協議を重ねてまいりました。
- 令和6年11月19日に開催した「第12回富里市・酒々井町学校給食センター共同利用検討会」において、令和7年9月の共同利用開始までに決めておかなければならない事項について、おおむね合意に至りました。また、その後の担当者会議等において決定した事項を含め、主な内容について報告します。



1 調理等委託料の負担割合について

調理等委託料の負担割合については、それぞれの業務の性質に応じた負担割合とする。

- 人件費
 - ・ 責任者を含む正社員分については富里市50%、酒々井町50%
 - ・ 契約社員及びパートタイム労働者については食数按分
- 配送車
 - 配送車に係るリース料、燃料費、保険代
 - 配送車台数按分 富里市4台、酒々井町2台
- 配膳業務
 - 配膳員人数按分 富里市12人（各校1名、富里小のみ2名）
 - 酒々井町6人（各校2名）

※食数按分の食数は、毎年5月1日時点の食数とする。

【参考】令和7年度予算では、富里市：3,550食、酒々井町：1,250食で積算。



2 給食実施回数について

年間給食実施回数は193回程度を基本とするが、年度ごとのカレンダーや学校日程により回数は前後するものとする。

また、給食実施予定については、前年度の2月中までに決定するものとする。

なお、給食実施回数を両市町で統一するのは、令和7年9月からとする。

《参考》

令和6年度給食実施回数

富里市	190回
酒々井町	193回

令和7年度給食実施回数

富里市	190回
酒々井町	194回

※4月～7月で4回の違い。



3 栄養士の配置について

現在、千葉県職員の栄養士が富里市2名、酒々井町1名配属されているが、共同利用開始後は千葉県の配置基準によると県職員の栄養士は2名となることから、以下の2点について、両市町から千葉県教育委員会へ激変緩和措置としての要望を行った。

- ①令和7年9月の共同利用開始に伴い、現在酒々井町に配属されている県職員の栄養士1名は富里市学校給食センターに配属となり、県職員の栄養士が3名となること。
- ②令和8年度以降も県職員の栄養士3名体制が維持されること。



【参考】千葉県公立小中義務教育学校定員配置基準

「7 栄養教諭及び学校栄養職員」

(1) 単独調理場への配置

各委員会内の単独調理場における給食児童生徒数の合計を、950人で除した数（端数切り上げ）の配置を原則とする。

(2) 共同調理場への配置

- ア 給食児童生徒数が1,500人以下の共同調理場・・・1名
- イ 給食児童生徒数が1,501人以上の共同調理場・・・2名
- ウ 給食児童生徒数が6,001人以上の共同調理場・・・3名

(3) 食に関する指導の充実のために、栄養教諭を配置する。



4 給食費について

共同利用開始時は、両市町ともに給食費の金額は変更せず、現行の給食費のままでスタートすることとなった。

今後は、両市町の学校給食費の統一化について、更に協議を継続する。

《参考》

	富里市	酒々井町
小学校	4,490円	4,500円
中学校	5,350円 (R6. 4月から無償化)	5,200円



5 学校給食センター運営委員会について

○現在、富里市の学校給食センター運営委員会は委員5名で構成されているが、共同利用開始後は、酒々井町選出の委員が3名程度加わり、合計8名以上となる予定である。

(酒々井町選出委員想定：学校長1名、保護者代表1名、学識経験者等1名)

○酒々井町の学校給食センター運営委員は、令和7年度の8月末まで任期を区切って任用することを想定している。

○会議の開催回数は年2回程度を基本とする。

《参考》

	委員数	委員構成	任期	現在の委員の任期	会議回数
富里市	6名以内	市立学校の長1名、市立学校の児童又は生徒の保護者1名、市立幼稚園長1名、市学校医、学校歯科医又は市学校薬剤師1名、市長部局の職員1名、教育委員会が必要と認める者1名	2年	令和8年3月31日	2回
酒々井町	9名	町立小中学校長3名、町立小中学校PTA会長3名、町立小中学校医1名、町議会議員1名、学識経験者1名	2年	令和7年3月31日	2回



6 食育授業や啓発物の配布等について

- 両市町とも同じ内容の食育授業ができるよう、協議を継続する。
- 現在も両市町同じような啓発物（給食だより等）を作成・配布していることから、内容の統一について調整を継続する。
- 残菜の減少に向け、児童・生徒の意識改善につながるような食育の取組を実施する。

7 異物混入・食中毒対応について

- 給食センターは引き続き、衛生管理の徹底を図る。
- 異物混入・食中毒が発生した場合は、原因究明、事後処理等、両市町で連携して対応する。
- 連絡体制など緊急時の対応について整理するため、両市町共通の「学校給食危機管理マニュアル」を作成する（⇒会議事項6）。



8 酒々井産食材の使用について

- 酒々井産の野菜の使用については、納入事業者と協議を実施し、令和7年9月以降の納入について合意（最初は月2回程度）。
- 酒々井町では、共同利用開始後も精米の炊飯委託を継続するが、炊き込みご飯などについては富里の給食センターから提供する。その際に使用する精米については、3～4回に1回程度酒々井産の米を使用する。
- その他として、酒々井産の手作り味噌を月1、2回程度使用する。

9 修繕について

- 富里市は、共同利用開始までに、施設・設備の不具合箇所について点検・修繕を行う。
- 令和7年9月の共同利用開始以降に発生した施設・設備の破損・故障箇所に係る修繕費については、食数按分を基本とした負担割合とする。
- 今後、給食センターの大規模な修繕が必要となった際には、負担割合について別途協議する。



10 残菜処理について

- 残菜については、現在両市町とも一般廃棄物として処理している。
- 共同利用開始後は、富里市の給食センターで脱水処理後、それぞれの市町の委託事業者が回収する方向で検討を進めていたが、残菜の最終的な排出者について疑義が生じたことから、富里市環境課を經由して千葉県へ照会を行った。
- 千葉県からは、「酒々井町内の学校に提供した給食から発生した残菜は、富里市学校給食センターによる学校給食業務から発生する廃棄物と判断されるため、富里市内に提供した給食と同様に、富里市学校給食センターが排出者となる。」との見解が示されたことから、富里市が両市町の給食残菜を一括して処理することとなった。
- 残菜の処理方法については、ごみの削減や近隣において残菜のリサイクルを実施している市町が増えていることもあり、食品リサイクルの推進を考慮する必要があることから、令和7年度当初予算に給食残菜のリサイクル関連予算を盛り込んだ。
- 残菜の処理費用については、食数按分による負担割合とする。



1 1 配送計画について

- 富里市の学校給食センターでは、現在4台の配送車を使用しているが、酒々井町への配送用として2台を増やし、計6台とする。
- 酒々井町への主な配送ルートは、国道296号を使用する。

1 2 備品購入について

- 共同利用に際して必要な設備や備品の調達については、令和7年1月に入札を実施し、契約金額が高額なため、令和7年3月議会の議決を経て、3月18日付で契約に至った。納品・設置は夏季休業期間中に実施予定。

1 3 今後の予定について

- 給食費の改定や詳細部分の擦り合わせなど、現在酒々井町と継続協議中の事項については、スピード感をもって進めるとともに、令和7年9月の共同利用開始に向け、円滑なスタートとなるよう準備作業を進めることとする。

